

日行連発第502号
令和3年7月26日

各单位会長 様

日本行政書士会連合会
会長 常住 豊
総務部
部長 宮本 重則

犯罪による収益の移転防止に関する法律における顧客等の本人特定事項の確認の際に本人確認書類として船舶観光上陸許可書が用いられた場合の留意事項について

標記の件について、政府より別紙のとおり船舶観光上陸許可書が本人確認書類として用いられた場合における犯罪収益移転防止法施行規則第20条第1項第17号に掲げる記録事項として、当該船舶観光上陸許可書の様式右上「番号」欄に記載された許可書番号ではなく、その名称に加えて、当該船舶観光上陸許可書に記載された国籍・地域及び旅券番号を記録する必要があることの周知依頼がございました。各单位会におかれましては、所属会員への周知とともに会員指導等をお願いいたします。

なお、本会ホームページにおいても本件に関して掲載いたしますことを申し添えます。

以上

別紙：犯罪による収益の移転防止に関する法律における顧客等の本人特定事項の確認の際に本人確認書類として船舶観光上陸許可書が用いられた場合の留意事項について（令和3年7月20日付総行行第246号、総務省自治行政局行政課長）

参考：・船舶観光上陸許可書様式

- ・官報（令和3年7月16日付、号外第165号）
- ・概要（犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令）
- ・参照条文

総行第 246 号
令和 3 年 7 月 20 日

日本行政書士会連合会
会長 常住 豊 殿

総務省自治行政局行政課長
(公 印 省 略)

犯罪による収益の移転防止に関する法律における顧客等の本人特定事項の確認の際に本人確認書類として船舶観光上陸許可書が用いられた場合の留意事項について（通知）

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令（令和 3 年内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第 2 号）の施行により、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（平成 20 年内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第 1 号。以下「犯罪収益移転防止法施行規則」という。）第 6 条及び第 7 条の規定が改正され、令和 3 年 7 月 19 日から、出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）第 14 条の 2 第 4 項に規定する船舶観光上陸許可書（以下「船舶観光上陸許可書」という。）を犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成 19 年法律第 22 号）における顧客等の本人特定事項の確認の際に本人確認書類として用いることができることとされたところですが、船舶観光上陸許可書が本人確認書類として用いられた場合には、犯罪収益移転防止法施行規則第 20 条第 1 項第 17 号に掲げる記録事項として、当該船舶観光上陸許可書の様式右上「番号」欄に記載された許可書番号ではなく、その名称に加えて、当該船舶観光上陸許可書に記載された国籍・地域及び旅券番号を記録する必要があります。

貴会におかれては、行政書士において以上の取扱いが適切に行われるよう、法人を含めた各会員や各都道府県行政書士会に対して、本通知の周知をお願いします。

番号

日本国政府法務省

年 月 日

船舶観光上陸
数次船舶観光上陸 許可書

1 氏名 (男・女)

2 生年月日

3 国籍・地域

4 旅券番号

下記のとおり許可します。

(1) 指定旅客船の名称

(2) 寄港する出入国港

(3) 上陸期間

自 年 月 日 ～ 至 年 月 日

(4) 行動範囲

(5) その他の制限

本邦において収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動をしてはなりません。

入国審査官 _____

注意

(1) 上陸中は本許可書を常に携帯し、権限のある官憲に要求された場合は、これを提示しなければなりません。

(2) 本許可書は、最終の出国時に入国審査官に返還してください。

(3) 行動範囲の制限その他付された制限に違反したときは、本許可を取り消すことがあります。

数次許可用
確認欄

○内閣府、総務省、法務省、
 経済産業省、厚生労働省、国土交通省、
 農林水産省、令第二号

特定複合観光施設区域整備法（平成三十年法律第八十号）及び特定複合観光施設区域整備法施行令（平成三十一年政令第七十二号）の施行に伴い、並びに犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第四条第一項（同条第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第六条第二項、第八条第二項及び第二十條の規定に基づき、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和三年七月十六日

内閣総理大臣	菅	義偉
総務大臣	武田	良太
法務大臣	上川	陽子
財務大臣	麻生	太郎
厚生労働大臣	田村	憲久
農林水産大臣	野上浩太郎	
経済産業大臣	梶山	弘志
国土交通大臣	赤羽	一嘉

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令
 犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（平成二十年内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第一号）の一部を次のように改正する。
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加える。

改正後

改正前

(定義)

第一条 この命令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

〔一〇〕 略

十一 特定受任行為の代理等 法別表第二条第二項第四十五号に掲げる者の項に規定する特定受任行為の代理等をいう。
 （簡素な顧客管理を行うことが許容される取引）

第四条

令第七条第一項に規定する簡素な顧客管理を行うことが許容される取引として主務省令で定めるものは、次の各号に掲げる取引とする。

〔一〇〕 略

十一 令第七条第一項第六号に定める取引のうち、代金の支払の方法が現金以外のもの

十二 令第七条第一項第七号に定める取引のうち、次に掲げるもの

- イ 電話を受けて行う業務に係るものであって、電話による連絡を受ける際には法第二条第二項第四十三号に掲げる特定事業者のうち顧客宛ての電話を受けてその内容を当該顧客に連絡する役割を提供する業務を行う者であることが容易に判別できる商号その他の文言を明示する旨をその内容を含む契約の締結（当該内容が当該契約に係る契約書に記載されている場合に限る。）

ロ 〔略〕

十三 〔略〕

〔2・3 略〕

(定義)

第一条 〔同上〕

〔一〇〕 同上

十一 特定受任行為の代理等 法別表第二条第二項第四十四号に掲げる者の項に規定する特定受任行為の代理等をいう。
 （簡素な顧客管理を行うことが許容される取引）

第四条 〔同上〕

〔一〇〕 同上

十一 令第七条第一項第五号に定める取引のうち、代金の支払の方法が現金以外のもの

十二 令第七条第一項第六号に定める取引のうち、次に掲げるもの

- イ 電話を受けて行う業務に係るものであって、電話による連絡を受ける際には法第二条第二項第四十二号に掲げる特定事業者のうち顧客宛ての電話を受けてその内容を当該顧客に連絡する役割を提供する業務を行う者であることが容易に判別できる商号その他の文言を明示する旨をその内容を含む契約の締結（当該内容が当該契約に係る契約書に記載されている場合に限る。）

ロ 〔同上〕

十三 〔同上〕

〔2・3 同上〕

（顧客等の本人特定事項の確認方法）
 第六条 法第四条第一項に規定する主務省令で定める方法のうち同項第一号に掲げる事項に係るものは、次の各号に掲げる顧客等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法とする。

- 一 〔略〕

二 法第四条第一項第一号に規定する外国人である顧客等（第八条第一項第一号に掲げる特定取引等に係る者に限る。）当該顧客等から旅券等（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第二条第五号に掲げる旅券又は同条第六号に掲げる乗員手帳をいい、当該顧客等の氏名及び生年月日の記載があるものに限る。）であって、第八条第一項第一号に定める事項の記載があるもの又は同法第十四条の二第四項に規定する船舶観光上陸許可書（その交付に際して当該交付を受ける者の同法第二条第五号に掲げる旅券の写しが貼り付けられたものに限る。次条第一号イ及び第三号において単示を受ける方法

三 〔略〕

2 特定事業者は、前項第一号イからチまで若しくは又は又は第三号イ若しくはは二に掲げる方法（同項第一号ハに掲げる方法にあつては当該顧客等の現在の住居が記載された次の各号に掲げる書類のいずれか（本人確認書類を除き、有効期間又は有効期限のある第四号及び第五号に掲げるものにあつては特定事業者が提示又は送付を受ける日に

において有効なものに、その他のものにあつては領収日付の押印又は発行年月日の記載があるもので、その日が特定事業者が提示又は送付を受ける日前六月以内のものに限る。以下「補完書類」という。）の提示を受ける場合を、同号二に掲げる方法にあつては当該顧客等の現在の住居が記載された補完書類又はその写しの送付を受ける場合を

（顧客等の本人特定事項の確認方法）
 第六条 〔同上〕

一 〔同上〕

二 法第四条第一項第一号に規定する外国人である顧客等（第八条第一項第一号に掲げる特定取引等に係る者に限る。）当該顧客等から旅券等（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第二条第五号に掲げる旅券又は同条第六号に掲げる乗員手帳をいい、当該顧客等の氏名及び生年月日の記載があるものに限る。以下同じ。）であつて、第八条第一項第一号に定める事項の記載があるものの提示を受ける方法

三 〔同上〕

2 特定事業者は、前項第一号イからチまで若しくは又は又は第三号イ若しくはは二に掲げる方法（同項第一号ハに掲げる方法にあつては当該顧客等の現在の住居が記載された次の各号に掲げる書類のいずれか（本人確認書類を除き、領収日付の押印又は発行年月日の記載があるもので、その日が特定事業者が提示又は送付を受ける日前六月以内のものに限る。以下「補完書類」という。）の提示を受ける場合を、同号二に掲げる方法にあつては当該顧客等の現在の住居が記載された補完書類又はその写しの送付を受ける場合を除く。）により本人特定事項の確認を行う場合において、当該本人確認書類若しくはその写しに当該顧客等の現在の住居若しくは本店若しくは主たる事務所の所

除く。)により本人特定事項の確認を行う場合において、当該本人確認書類若しくはその写しに当該顧客等の現在の住居若しくは本店若しくは主たる事務所の所在地の記載がないとき又は当該本人確認書類に組み込まれた半導体集積回路に当該顧客等の現在の住居の情報の記録がないときは、当該顧客等又はその代表者等から、当該記載がある当該顧客等の本人確認書類若しくは補充書類の提示を受け、又は当該本人確認書類若しくはその写し若しくは当該補充書類若しくはその写しの送付を受けることにより、当該顧客等の現在の住居又は本店若しくは主たる事務所の所在地を確認することができる。この場合においては、前項の規定にかかわらず、同項第一号口、子若しくは又は又は第三号二に規定する取引関係書類は、当該本人確認書類若しくは当該補充書類又はその写しに記載されている当該顧客等の住居又は本店等に宛てて送付するものとする。

〔一〇三 略〕

四 当該顧客等が自然人である場合にあっては、前各号に掲げるもののほか、官公庁から発行され、又は発給された書類その他これに類するもので、当該顧客等の氏名及び住居の記載があるもの（国家公安委員会、カジノ管理委員会、金融庁長官、総務大臣、法務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣が指定するものを除く。）

五 「略」

〔三・四 略〕

（本人確認書類）

第七条 前条第一項（第十二条第一項において準用する場合を含む。）に規定する方法において、特定事業者が提示又は送付を受ける書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類のいずれかとする。ただし、第一号イ及びハに掲げる

在地の記載がないとき又は当該本人確認書類に組み込まれた半導体集積回路に当該顧客等の現在の住居の情報の記録がないときは、当該顧客等又はその代表者等から、当該記載がある当該顧客等の本人確認書類若しくは補充書類の提示を受け、又は当該本人確認書類若しくはその写し若しくは当該補充書類若しくはその写しの送付を受けることにより、当該顧客等の現在の住居又は本店若しくは主たる事務所の所在地を確認することができる。この場合においては、前項の規定にかかわらず、同項第一号口、子若しくは又は又は第三号二に規定する取引関係書類は、当該本人確認書類若しくは当該補充書類又はその写しに記載されている当該顧客等の住居又は本店等に宛てて送付するものとする。

〔一〇三 同上〕

四 当該顧客等が自然人である場合にあっては、前各号に掲げるもののほか、官公庁から発行され、又は発給された書類その他これに類するもので、当該顧客等の氏名及び住居の記載があるもの（国家公安委員会、金融庁長官、総務大臣、法務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣が指定するものを除く。）

五 「同上」

〔三・四 同上〕

（本人確認書類）

第七条 前条第一項に規定する方法において、特定事業者が提示又は送付を受ける書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類のいずれかとする。ただし、第一号イ及びハに掲げる本人確認書類（特定取引等を行うための申込み

本人確認書類（特定取引等を行うための申込み又は承諾に係る書類に顧客等が押印した印鑑に係る印鑑登録証明書を除く。）並びに第三号に定める本人確認書類並びに有効期間又は有効期限のある第一号口及びホ並びに第二号口に掲げる本人確認書類並びに第四号に定める本人確認書類にあっては特定事業者が提示又は送付を受ける日において有効なものに、その他の本人確認書類にあっては特定事業者が提示又は送付を受ける日前六月以内に作成されたものに限り、

一 自然人（第三号及び第四号に掲げる者を除く。）次に掲げる書類のいずれか

イ 運転免許証等（道路交通法（昭和三十一年法律第五号）第九十二条第一項に規定する運転免許証及び同法第二百四条の四第五項（同法第二百五条第二項において準用する場合を含む。）に規定する運転経歴証明書をいう。）、出入国管理及び難民認定法第十九条の三に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第七条第一項に規定する特別永住者証明書、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第七項に規定する個人番号カード、前条第一項第二号に規定する旅券等（この場合において、同号中「当該顧客等」とあるのは、「当該自然人」とする。若しくは船舶観光上陸許可書又は身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳若しくは戦傷病者手帳（当該自然人の氏名、住居及び生年月日の記載があるものに限る。）

〔一〇二 略〕

ホ イから二までに掲げるもののほか、官公庁から発行され、又は発給された書類その他これに類するもので、当該自然人の氏名、住居及び生年月日の記載

又は承諾に係る書類に顧客等が押印した印鑑に係る印鑑登録証明書を除く。）並びに第三号に定める本人確認書類並びに有効期間又は有効期限のある第一号口及びホ並びに第二号口に掲げる本人確認書類並びに第四号に定める本人確認書類にあっては特定事業者が提示又は送付を受ける日において有効なものに、その他の本人確認書類にあっては特定事業者が提示又は送付を受ける日前六月以内に作成されたものに限り、

一 「同上」

イ 運転免許証等（道路交通法（昭和三十一年法律第五号）第九十二条第一項に規定する運転免許証及び同法第二百四条の四第五項（同法第二百五条第二項において準用する場合を含む。）に規定する運転経歴証明書をいう。）、出入国管理及び難民認定法第十九条の三に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第七条第一項に規定する特別永住者証明書、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第七項に規定する個人番号カード若しくは旅券等又は身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳若しくは戦傷病者手帳（当該自然人の氏名、住居及び生年月日の記載があるものに限る。）

〔一〇二 同上〕

ホ イから二までに掲げるもののほか、官公庁から発行され、又は発給された書類その他これに類するもので、当該自然人の氏名、住居及び生年月日の記載

載があるもの（国家公安委員会、カジノ管理委員会、金融庁長官、総務大臣、法務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣が指定するものを除く。）

二 [略]

三 前条第一項第二号に掲げる者 同号に規定する旅券等又は船舶観光上陸許可書

四 外国人（日本の国籍を有しない自然人をいい、本邦に在留しているもの（日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第九条第一項又は日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定第三条第一項の規定により本邦に入国し在留しているものを除く。）を除く。）及び外国に本店又は主たる事務所を有する法人 第一号又は第二号に定めるもの（この場合において、第一号中「当該自然人」とあるのは「当該外国人」と、第二号中「当該法人」とあるのは「当該外国に本店又は主たる事務所を有する法人」とする。）のほか、日本国政府の承認した外国政府又は権限ある国際機関の発行した書類その他これに類するもので、第一号又は第二号に定めるものに準ずるもの（自然人の場合にあつてはその氏名、住居及び生年月日の記載があるものに、法人の場合にあつてはその名称及び本店又は主たる事務所の所在地の記載があるものに限る。）

（本邦内に住居を有しない外国人の住居に代わる本人特定事項等）

第八条 法第四条第一項第一号に規定する主務省令で定める事項は、次の各号に掲げる特定取引等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項とする。

一 令第七条第一項第一号ツ若しくはノ若しくは同項第四号ハからハまでに掲げる取引又は同項第六号に定める取引（当該

載があるもの（国家公安委員会、金融庁長官、総務大臣、法務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣が指定するものを除く。）

二 [同上]

三 前条第一項第二号に掲げる者 旅券等

四 外国人（日本の国籍を有しない自然人をいい、本邦に在留しているもの（日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第九条第一項又は日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定第三条第一項の規定により本邦に入国し在留しているものを除く。）を除く。）及び外国に本店又は主たる事務所を有する法人 第一号又は第二号に定めるもの（この場合において、第一号中「当該自然人」とあるのは「当該外国人」と、第二号中「当該法人」とあるのは「当該外国に本店又は主たる事務所を有する法人」とする。）のほか、日本国政府の承認した外国政府又は権限ある国際機関の発行した書類その他これに類するもので、第一号又は第二号に定めるものに準ずるもの（自然人の場合にあつてはその氏名、住居及び生年月日の記載があるものに、法人の場合にあつてはその名称及び本店又は主たる事務所の所在地の記載があるものに限る。）

（本邦内に住居を有しない外国人の住居に代わる本人特定事項等）

第八条 [同上]

一 令第七条第一項第一号ツ若しくはノに掲げる取引又は同項第五号に定める取引（当該貴金属等の引渡しと同時にその代

貴金属等の引渡しと同時にその代金の全額を受領する場合におけるものに限る。） 国籍及び第六条第一項第二号に規定する旅券等の番号

二 [略]

二 [略]

二 [略]

第十条 法第四条第一項（同条第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する主務省令で定める方法のうち同条第一項第三号に掲げる事項に係るものは、次の各号に掲げる顧客等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法とする。

一・二 [略]

三 外国に本店又は主たる事務所を有する法人である顧客等 前号に定めるもの

（この場合において、前号中「当該法人」とあるのは、「当該外国に本店又は主たる事務所を有する法人」とする。）のほか、次に掲げる書類のいずれか又はその写しを確認する方法

「イ・ロ 略」

（確認記録の保存期間の起算日）

第二十一条 [略]

2 前項に規定する「取引終了日」とは、次の各号に掲げる確認記録を作成した特定取引等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日とする。

一 令第七条第一項第一号イからハまで、チからヌまで、ル（媒介又は代理を行うことを内容とする契約を除く）、ワ（代理又は媒介を除く）、カ（媒介を除く）、コ若しくはナからニまでに掲げる取引、同項第二号、第三号、第四号イ若しくはロ、第六号若しくは第七号に定める取引又は令第九条に規定する取引 当該取引に係る契約が終了した日

二 [略]

三 [略]

金の全額を受領する場合におけるものに限る。） 国籍及び旅券等の番号

二 [同上]

二 [同上]

二 [同上]

二 [同上]

第十条 [同上]

一・二 [同上]

三 外国に本店又は主たる事務所を有する法人である顧客等 前号に定めるものほか、次に掲げる書類のいずれか又はその写しを確認する方法

「イ・ロ 同上」

（確認記録の保存期間の起算日）

第二十一条 [同上]

二 [同上]

一 令第七条第一項第一号イからハまで、チからヌまで、ル（媒介又は代理を行うことを内容とする契約を除く）、ワ（代理又は媒介を除く）、カ（媒介を除く）、コ若しくはナからニまでに掲げる取引、同項第二号、第三号、第五号若しくは第六号に定める取引又は令第九条に規定する取引 当該取引に係る契約が終了した日

二 [同上]

三 [同上]

(取引記録等の作成・保存義務の対象から除外される取引等)
第二十二條 令第十五條第一項第四号に規定する主務省令で定める取引は、次の各号に掲げるものとする。
 「一〇三 略」

四 その代金の額が二百万円を超える法第二條第二項第四十二号に規定する貴金属等の売買のうち、当該代金の支払の方法が現金以外のもの
 五 法第二條第二項第四十三号に規定する業務で現金を内容とする郵便物の受取及び引渡しに係るもの以外のものに係る取引

2 「略」
 (法第八條第二項に規定する主務省令で定める方法)
第二十七條 「略」

2 法第二條第二項第四十号に掲げる特定事業者に対する前項第三号の規定の適用については、同号中「法第十一條第三号の規定により選任した者又はこれに相当する者」とあるのは、「特定複合観光施設区域整備法(平成三十年法律第八十号) 第百三條第一項第二号の規定により選任した統括管理する者」とする。
 (取引時確認等を的確に行うための措置)
第三十二條 法第十一條第四号に規定する主務省令で定める措置は、次の各号に掲げる措置とする。
 「一〇三 略」

四 顧客等との取引が第二十七條第一項第三号に規定する取引に該当する場合には、当該取引を行うに際して、当該取引の任に当たっている職員に当該取引を行うことについて法第十一條第三号の規定により選任した者の承認を受けさせること。

「五〇七 略」
 「二〇四 略」

(取引記録等の作成・保存義務の対象から除外される取引等)
第二十二條 「同上」

「一〇三 同上」
 四 その代金の額が二百万円を超える法第二條第二項第四十一号に規定する貴金属等の売買のうち、当該代金の支払の方法が現金以外のもの
 五 法第二條第二項第四十二号に規定する業務で現金を内容とする郵便物の受取及び引渡しに係るもの以外のものに係る取引

2 「同上」
 (法第八條第二項に規定する主務省令で定める方法)
第二十七條 「同上」

2 「項を加える。」
 (取引時確認等を的確に行うための措置)
第三十二條 「同上」

「一〇三 同上」
 四 顧客等との取引が第二十七條第三号に規定する取引に該当する場合には、当該取引を行うに際して、当該取引の任に当たっている職員に当該取引を行うことについて法第十一條第三号の規定により選任した者の承認を受けさせること。

「五〇七 同上」
 「二〇四 同上」

(身分証明書の様式等)
第三十三條 法第十六條第一項又は第十九條第三項の規定による立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書(次項において「身分証明書」という。)の様式は、別記様式第五号のとおりとする。ただし、次の各号に掲げるものについては、この限りでない。
 「一〇二 略」

「一〇二 略」
 三 カジノ管理委員会の職員が立入検査をするときに携帯すべき証明書

2 「略」
 (外国通貨によりなされる取引の換算基準)
第三十五條 法、令及びこの命令を適用する場合における本邦通貨と外国通貨との間又は異種の外国通貨相互間の換算は、次の各号に掲げる区分及び方法による場合を除き、当該規定においてその額について当該換算をすべき取引又は特定受任行為の代理等が行われる日における外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号) 第七條第一項に規定する基準外国為替相場又は裁定外国為替相場を用いて行うものとする。

一 法別表第二條第二項第一号から第三十七号までに掲げる者の項に規定する政令で定める業務及び同表第二條第二項第四十号に掲げる者の項に規定するカジノ業務に係る取引のうち、本邦通貨と外国通貨との売買を伴うもの、当該本邦通貨と外国通貨との売買において適用される実勢外国為替相場を用いて換算する方法

(身分証明書の様式等)
第三十三條 「同上」

「一〇二 同上」
 「号を加える。」

2 「同上」
 (外国通貨によりなされる取引の換算基準)
第三十五條 「同上」

一 法別表第二條第二項第一号から第三十七号までに掲げる者の項に規定する政令で定める業務に係る取引のうち、本邦通貨と外国通貨との売買を伴うもの、当該本邦通貨と外国通貨との売買において適用される実勢外国為替相場を用いて換算する方法

備考 表中の「」の記載は注記である。

附則
 この命令は、特定複合観光施設区域整備法の施行の日(令和三年七月十九日)から施行する。

1 命令等の題名

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令

2 根拠となる法令の条項

犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号。以下「犯収法」という。）第4条第1項（同条第5項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第6条第2項、第8条第2項及び第20条

3 改正の概要

(1) カジノに係る特定取引の一部を住居の代わりに国籍及び旅券等の番号の確認を行う取引として規定（第8条第1項第1号関係）

特定複合観光施設区域整備法施行令（平成31年政令第72号）の施行に伴い、同施行令附則第3条の規定による改正後の犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令（平成20年政令第20号）第7条第1項第4号において、カジノに係る特定取引（注）が規定されることとなり、取引時確認が必要となることとなる。

犯収法においては、本邦内に住居を有しない本邦に在留する外国人であって、その所持する旅券等の記載によってその属する国における住居を確認することができないものについて、本人特定事項として住居の代わりに国籍及び旅券等の番号の確認を行う取引を規定しているところ、カジノに係る特定取引のうち、本人特定事項として国籍及び旅券等の番号を確認する取引（（注）のうち、ウからクまでに掲げる取引）を規定することとする。

- （注）
- ア カジノ口座の開設
 - イ 貸金契約の締結
 - ウ チップの交付又は付与・受領（購入・換金）（30万円超）
 - エ カジノ口座への金銭の受入れ
 - オ カジノ口座からの金銭の払戻し（※）（30万円超）
 - カ 貸付金の弁済の受領（※）（30万円超）
 - キ 金銭の両替（30万円超）
 - ク カジノ行為関連景品類の提供（30万円超）
- （※）口座間の為替取引を伴うものを除く。

(2) 船舶観光上陸許可書を本人確認書類に追加（第6条第1項第2号並びに第7条第1号及び第3号関係）

特定複合観光施設区域整備法（平成30年法律第80号）等の施行等を踏まえ、船舶観光上陸の許可（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第14条の2第1

項及び第2項)を受けて本邦に在留する外国人が携帯を義務付けられている船舶観光上陸許可書(同条第4項及び同法第23条第1項)を本人確認書類に追加することとする。

(3) **その他**

その他所要の改正を行う。

4 施行期日

特定複合観光施設区域整備法の施行の日

参照条文

○出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）（抄）

（船舶観光上陸の許可）

第十四条の二 入国審査官は、指定旅客船（本邦と本邦外の地域との間の航路に就航する旅客船であつて、乗客の本人確認の措置が的確に行われていることその他の事情を勘案して出入国在留管理庁長官が指定するものをいう。以下同じ。）に乗っている外国人（乗員を除く。）が、当該指定旅客船が本邦にある間、観光のため、当該指定旅客船が寄港する本邦の出入国港において下船する都度当該出入国港から当該指定旅客船が出港するまでの間に帰船することを条件として、出国するまでの間三十日（本邦内の寄港地の数が一である航路に就航する指定旅客船に乗っている外国人にあつては、七日）を超えない範囲内で上陸することを希望する場合において、法務省令で定める手続により、その者につき、当該指定旅客船の船長又は当該指定旅客船を運航する運送業者の申請があつたときは、当該外国人に対し船舶観光上陸を許可することができる。

2 入国審査官は、指定旅客船に乗っている外国人（乗員を除く。）が、三十日を超えない期間内において、数次にわたり、当該指定旅客船が本邦にある間、観光のため、当該指定旅客船が寄港する本邦の出入国港において下船する都度当該出入国港から当該指定旅客船が出港するまでの間に帰船することを条件として上陸することを希望する場合において、法務省令で定める手続により、その者につき、当該指定旅客船の船長又は当該指定旅客船を運航する運送業者の申請があつたときであつて、相当と認めるときは、当該外国人に対しその旨の船舶観光上陸の許可をすることができる。

3 （略）

4 第一項又は第二項の許可を与える場合には、入国審査官は、当該外国人に船舶観光上陸許可書を交付しなければならない。

5～9 （略）

○犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）（抄）

（取引時確認等）

第四条 特定事業者（第二条第二項第四十三号に掲げる特定事業者（第十二条において「弁護士等」という。）を除く。以下同じ。）は、顧客等との間で、別表の上欄に掲げる特定事業者の区分に応じそれぞれ同表の中欄に定める業務（以下「特定業務」という。）のうち同表の下欄に定める取引（次項第二号において「特定取引」といい、同項前段に規定する取引に該当するものを除く。）を行うに際しては、主務省令で定める方法により、当該顧客等について、次の各号（第二条第二項第四十四号から第四十七号までに掲げる特定事業者にあつては、第一号）に掲げる事項の確認を行わなければならない。

一 本人特定事項（自然人にあつては氏名、住居（本邦内に住居を有しない外国人で政令で定めるものにあつては、主務省令で定める事項）及び生年月日をいい、法人にあつては名称及び本店又は主たる事務所の所在地をいう。以下同じ。）

二～四 （略）

2～6 （略）

（確認記録の作成義務等）

第六条 特定事業者は、取引時確認を行った場合には、直ちに、主務省令で定める方法により、当該取引時確認に係る事項、当該取引時確認のためにとつた措置その他の主務省令で定める事項に関する記録（以下「確認記録」という。）を作成しなければならない。

2 （略）

○犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令（平成二十年政令第二十号）（抄）

（法第四条第一項第一号に規定する政令で定める外国人）

第十条 法第四条第一項第一号に規定する本邦内に住居を有しない外国人で政令で定めるものは、本邦に在留する外国人であつて、その所持する旅券（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第二条第五号に掲げる旅券をいう。）又は乗員手帳（出入国管理及び難民認定法第二条第六号に掲げる乗員手帳をいう。）の記載によつて当該外国人のその属する国における住居を確認することができないものとする。

○犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（平成二十年内閣府・総務省・法務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第一号）（抄）

（確認記録の記録事項）

第二十条 法第六条第一項に規定する主務省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

一～十六 （略）

十七 顧客等又は代表者等の本人特定事項の確認のために本人確認書類又は補完書類の提示を受けたときは、当該本人確認書類又は補完書類の名称、記号番号その他の当該本人確認書類又は補完書類を特定するに足りる事項

十八～三十 （略）

2・3 （略）